

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ

～在学による返還猶予の手続きをしてください～

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、平成 30 年 4 月以降も学部又は大学院に在学する場合、下記在学猶予願の提出により在学期間中の返還が猶予されます

手続きをしない場合、在学中でも奨学金の返還が開始されますので、返還の猶予を希望する場合は必ず手続きをしてください。

記

1. 対象者

- (1) 平成 30 年 4 月に入・進学する学生で、以前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者
- (2) 以前に在学猶予願を提出した者のうち、休学・留年等で平成 30 年 4 月以降も引き続き在学する学生
- (3) 前年度中に貸与が終了（満期・辞退等）した者のうち、平成 30 年 4 月以降も引き続き在学する学生

2. 手続方法

スカラネット・パーソナル (https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do) から「在学猶予願」を提出（入力）してください。

入力時に必要となる学校番号等は下記のとおりです。

【学校番号】

- ・教養学部（前期・後期課程）・総合文化研究科・数理科学研究科：104003-01
- ・法科大学院（法学政治学研究科法曹養成専攻）：104003-60
- ・上記以外の学部・研究科：104003-02

【学校名（カタカナ）】トウキョウ（システム上「ヨ」は大文字）

【学校名（漢字）】 東京

3. 提出期間・・・平成 30 年 4 月 1 日（日）～ 6 月 8 日（金）

スカラネット・パーソナルで在学猶予願の提出ができない場合には、「在学届」（紙）を所属する学部・研究科等の奨学金担当係にて証明をもらい、**平成 30 年 4 月 27 日（金）までに本部奨学厚生課奨学チームへ**提出してください。

様式は「返還のてびき」に綴じこまれている「在学届」をコピーして使用するか、日本学生支援機構 HP（http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/zaigaku_yuyo.html）からダウンロードしてください。

平成 29 年度在学猶予未手続者や返還中の者等は、上記の期間にかかわらず、早急に手続きしてください。

期限後も在学猶予の申請は随時受け付けています。年度の途中で辞退した者、返還を開始したが猶予が必要となった者など、在学中で返還の猶予が必要な学生は、速やかに上記猶予の申請をしてください。なお、申請時期により返還開始までに猶予が間に合わないことがあります。

4. 問い合わせ先 東京大学本部奨学厚生課奨学チーム TEL：03-5841-2520,2536

E-mail：syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

平成 30 年 3 月 13 日
本部 奨学 厚生 課